《論点2》 制限品目の積載数量等の規制内容について

1号 火薬類

・運搬時に標識をつけなければならない数量に一致。ただし、信号雷管、導火線、信号えん管及び信号火せんについては、羽田トンネル供用時(昭和39年8月)の公示以降継続して採用。

〔火薬類の運搬に関する内閣府令 第16条〕

(標識)

第16条 火薬類を運搬する車両は、火薬類の運搬中であることを明示するため、次の各号に定めるところにより標識をつけなければならない。ただし、10kg以下の火薬、5kg以下の爆薬、100個以下の工業雷管若しくは電気雷管、25個以下の導火管付き雷管、10,000個以下の銃用雷管、1,000個以下の実包、空包若しくはコンクリート破砕器、100m以下の導爆線、20m以下の制御発破用コード又は薬液注入用薬包を運搬する場合は、この限りでない。(以下略)

2号 高圧ガス保安法第二条に規定する高圧ガス

- 一般家庭に設置可能な数量又は運搬時に混載可能な数量に一致。
- ・圧縮ガスの制限数量60m³は、羽田トンネル供用時(昭和39年8月)の公示以降継続して採用。液化ガスの数量は、高圧ガス保安法の規定により圧縮ガスの制限数量を重量に換算したもの。
- ・不活性ガスのうち液化ガスの 18,0000は、関門トンネル供用時(昭和35年5月) の公示以降、圧縮ガスの90m³は、関越トンネル供用時(昭和60年9月)の公示 以降継続して採用。
- ・空港北トンネル(関東地方整備局)では、水素を燃料とする自動車の完成車両を輸送する場合については水素の要件が適用除外。

[高圧ガス保安法 第24条]

(家庭用設備の設置等)

第24条 **圧縮天然ガス** (内容積が200上 1200未満の容器に充填されたものに限る。) を一般消費者 の生活の用に供するための設備の設置又は変更の工事は、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。

[一般高圧ガス保安規則 第50条第5号]

(その他の場合における移動に係る技術上の基準等)

第50条 前条に規定する場合以外の場合における法第23条第1項の経済産業省令で定める保安上 必要な措置及び同条第2項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。

(略)

- 5 次に掲げるものは、同一の車両に積載して移動しないこと。
 - イ 充てん容器等と消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する<mark>危険物</mark>(圧縮天然ガス又は<mark>不活性ガス</mark>の充てん容器等(内容積 1200 未満のものに限る。)と同法別表に掲げる第四類の危険物との場合及び<mark>アセチレン</mark>又は<mark>酸素</mark>の充てん容器等(内容積が 1200 未満のものに限る。)と別表に掲げる第四類の第三石油類又は第四石油類の危険物との場合を除く。)

(以下略)

[高圧ガス保安法 第十六条第3項]

(貯蔵所)

第十六条

(略)

3 第一項の場合において、貯蔵する高圧ガスが液化ガス又は液化ガス及び圧縮ガスであるときは、 液化ガス十キログラムをもつて容積一立方メートルとみなして、同項の規定を適用する。

3号 毒物又は劇物

・毒物又は劇物の名称及び成分の表示をしなければならない数量に一致。

[毒物及び劇物取締法施行令 第40条の3第2項]

(容器又は被包の使用)

- 第40条の3 四アルキル鉛を含有する製剤は、次の各号に適合する場合でなければ、運搬してはならない。 -(8)
- 2 <mark>毒物</mark>(四アルキル鉛を含有する製剤を除く。以下この項において同じ。)又は<mark>劇物</mark>は、次の各号に適合する場合でなければ、車両(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第8号に規定する車両をいう。以下同じ。)を使用して、又は鉄道によって運搬しなければならない。

(略)

- 三 一回につき**干キログラム**以上運搬する場合には、容器又は被包の外部に、その収納した毒物又は劇物の名称及び成分の表示がなされていること。
- 4号 毒物及び劇物以外の物品で、クロルアセトフェノン、モノクロルアセトンその他 これらと同程度以上の毒性を有するもの
 - ・公示品目なし。

5号 消防法第2条第7項に規定する危険物

・危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量(指定数量)に一致。

[消防法第9条の4第1項]

第9条の4 危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量(以下「<mark>指定数量</mark>」という。)

未満の危険物及びわら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、 又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの(以下「指定可燃物」という。) その他指定可燃物に類する物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、市町村条例でこれを定める。

[危険物の規制に関する政令 第1条の11]

(危険物の指定数量)

第1条の11 法第九条の四の政令で定める数量(以下「指定数量」という。)は、別表第三の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量欄に定める数量とする。

別表第三 (第一条の十一関係)

類別	品名	,	性	質	指定 数量	類別	品	名	性	質	指定 数量
第一類			第一種酸化	性固体	50kg		特殊引	火物			<mark>50</mark> 2
			第二種酸化	性固体	300kg		第一石油類	非水溶性	上液体	<mark>200ℓ</mark>	
			第三種酸化	性固体	1, 000kg			水溶性液		<mark>400Ձ</mark>	
第二類	硫化りん				100kg		アルコ	ュール類			<mark>400</mark>
	赤りん				100kg	第四	第二石油類	非水溶性	上液体	<mark>1, 000ℓ</mark>	
	硫黄				100kg	担類		水溶性液		<mark>2, 000ℓ</mark>	
			第一種可燃	性固体	100kg		第三石油類	非水溶性	上液体	2,000@	
	鉄粉				500kg			水溶性液		4,0000	
			第二種可燃	性固体	500kg		第四石	5油類			6,000@
	引火性固体	本			<mark>1, 000kg</mark>		動植物	加類			10,0000
	カリウム				<mark>10kg</mark>				第一種自	己反応性	
	ナトリウ	4			10kg	10kg 第 五			物質		<mark>10kg</mark>
	アルキルアルミニウ	77			10kg	」 類			第二種自	己反応性	
第三類	アルキルリチウム				10kg				物質		<mark>100kg</mark>
			第一種自然發		101.	第					
	# 10 1		及び禁水性物	勿質	10kg	六					0001
	黄りん				20kg	類					300kg
			第二種自然 及び禁水性物		50kg						
			第三種自然到			1					
			及び禁水性物		<mark>300kg</mark>						

6号 四塩化けい素、オキシ塩化りんその他これらと同程度以上の腐食性を有する物質

・羽田トンネル供用時(昭和39年8月)の公示以降継続して採用。

消防法改正時に準危険物の指定が廃止され、他の区分に入らなかった2品目を腐食性物質として例

示。消防法施行令別表第2に規定されていた指定数量を5倍した数量を積載数量としている。

[旧消防法施行令 第5条]

(準危険物の指定)

第5条 法第9条の3の政令で定める危険物に準ずる可燃性の物品(以下「準危険物」という。)は、 別表第2の品名欄に掲げる物品とする。

施行令別表第2

準 危 険 物

類別	品 名	数量	類 別	品 名	数量
		キログラム		ラッカーパテ	200
第一類	亜塩素酸塩類	10	第	ゴムのり	200
	臭素酸塩類	15		第一種引火物	200
	沃素酸塩類	20		しょう脳	600
	重クロム酸塩類	600	四類	ナフタリン	600
第	油紙類及び油布類	100		松脂	600
<u> </u>	副蚕糸	100		パラフィン	600
類	油かす	1,000		第二種引火物	600
	人見リズム)	_	第	ニトロソ化合物	40
	金属リチウム	5	五.	シ゛ニトロソヘ゜ンタメチレンテトラミン	40
第三類	金属カルシウム	50	類	ナトリウムアミド	40
	炭酸アルミニウム	60 - 60 200	第六類	過塩素酸	30
	水素化物			塩化チオニル	80
	カルシウムシリコン			塩化スルフリル	80

備考

- 1 油紙類及び油布類とは、動植物油類がしみ込んでいる紙又は布及びこれらの製品をいう。
- 2 副蚕糸とは、さなぎ油がしみ込んでいるもののみをいう。
- 3 水素化物とは、アルカリ金属及びアルカリ土類金属(ベリリウム及びマグネシウムを除く。)の水素化物をいう。
- 4 ゴムのりとは、生ゴムにガソリンその他の引火性溶剤を加えて、のり状にしたものをいう
- 5 第一種引火物とは、常温で固体であり、かつ、摂氏40度未満で可燃性の蒸気をはっせいするものをいう。
- 6 第二種引火物とは、常温で固体であり、かつ、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当するものをいう。 イ 摂氏 40 度以上 100 未満で可燃性の蒸気を発生するもの
 - ロ 摂氏 100 度以上 200 度未満で可燃性の蒸気を発生し、かつ、燃焼熱量が 8,000 カロリー毎グラム以上であるもの
 - ハ 摂氏 200 度以上で可燃性の蒸気を発生し、かつ、燃焼熱量が 8,000 カロリー毎グラム以上であるもので、融点が摂氏 100 度未満のもの
- 7 ニトロソ化合物とは、1のベンゼン核に2以上のニトロソ基が結合したもののみをいう。

7号 マッチ

・羽田トンネル供用時(昭和39年8月)の公示以降継続して採用。当時の赤りんの

制限数量に一致。

[旧消防法](昭和25年5月17日改正)

別表

		hoha a a ho hoha			her in the
類	D 4	第10条第 1 項及び	類		第 10 条 第 1 項及
別	品名	第11条の	別	品名	び第 11
73.3		数量	73.3		条の数量
		キログラム			リットル
	塩素酸塩類	50		エーテル	50
第	過塩素酸塩類	50		二硫化炭素	50
_	過酸化物A	50		コロヂオン	50
類	過酸化物B	50		アセトン	100
	硝酸塩類	1,000		アセトアルデヒト	100
	過マンガン酸塩類	1,000		第一種石油類	100
		キログラム		酢酸エステル	200
	黄りん	20	第	ぎ酸エステル	200
第	硫化りん	50	兀	メチルエチルケトン	200
	赤りん	<mark>50</mark>	類	アルコール類	200
類	硫黄	100		ピリヂン	200
	金属粉A	500		クロールベンゾール	300
	金属粉B	1,000		第二石油類	500
		キロク゛ラム		テレビン油	500
	金属「ナトリウム」	5		しょう脳油	500
第三	金属「カリウム」	5		松根油	500
	炭化カルシウム(カーバイト)	300		第三種石油類	2,000
類	りん化石灰	300		動植物油類	3,000
	生石灰	500	<i>55</i>		キロク゛ラム
			第五	硝酸エステル	10
				セルロイド類	150
			類	ニトロ化合物	200
					キロク゛ラム
				発煙硝酸	80
			第六類	発煙硫酸	80
				クロールスルフォン酸	80
				無水硫酸	80
				濃硝酸	200
				濃硫酸	200
				無水クロム酸	200

(以下略)

〔消防法 第9条の4〕

第9条の4 危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量(以下「指定数量」という。) 未満の危険物及びわら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、 又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの(以下「指定可燃物」という。) その他指定可燃物に類する物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、市町村条例でこれを定める。 (略)